

中野区の保育・教育の考え方

保 育 理 念

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもは周りの大人から愛されて育つ権利が保障されています。

- 健康で安全な生活ができるよう配慮された環境の中で、子どもたちが自己を十分発揮し、活動できるようにする。
- 一人ひとりの子どもに愛情を持って温かく受容し、情緒の安定を図る。
- 適切な養育・教育を通して人との関わりの大切さを知らせ、その後の学習の基礎となる自発性、社会性を育てる。

保 育 目 標

一人ひとりの子どもを大切にし、集団生活を通して

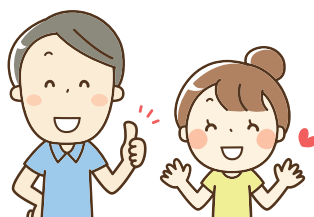
★じょうぶな身体

★豊かな心

を育てることを目標とします。

中野区子ども・子育て支援事業計画 基本理念

『未来ある子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまち』



I 第五次子どもプラン武蔵野の計画の基本理念と認可保育所の役割

1 『第五次子どもプラン武蔵野』の計画の基本理念

武蔵野市では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする『第五次子どもプラン武蔵野』を策定していますが、この計画では、子どもが希望を持ち健やかに過ごし、また子育て家庭が安心して地域で子育てを行うことができる「子ども・子育てを応援するまち」の実現を目指し、以下の基本理念が設定されています。

《計画の基本理念》

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在として認められ、各人の個性が尊重された成長・発達過程が等しく保障されるべきです。

子どもと子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子どもと子育てを応援するまちの実現を目指します。

① 子どもの最善の利益を尊重する社会の実現

子どもは社会の希望であり、子どもと子育て家庭への支援は未来への投資です。子どもの最善の利益を尊重し行動する社会を目指します。経済的、家庭的環境に左右されず、一人ひとりの個性が尊重されるよう、子ども自身のニーズを重視した施策を展開し、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくりを進めます。

② 子どもを安心して産み育てられる社会の実現

父母・保護者には子育てについての第一義的責任があるという基本的認識の下に、行政や教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPOなどが連携・協力して、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う社会的責任を果たし、安心して産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進めます。

③ 子ども・子育てを応援するまちの実現

次代を担う子どもたちを健全に育成することを地域社会全体で共有することが必要です。市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体など、多様な主体による事業を展開し、地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちの実現を目指します。

④ 子どもの「生きる力」を育む

子どもは、様々な環境と関わり、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味が養われ、「生きる力」を身に付けます。子どもが、遊びや体験を含めた様々な学びにより、新しい時代に必要となる資質・能力を育み、自ら課題に気づき、他者と協働しながら課題を解決していく力を身に付けられるよう、多様な施策を推進します。

I ガイドライン策定の趣旨

本区においては、近年、出生率の回復などにより、0歳から5歳の就学前児童が毎年1,000人近く増えています。平成26年4月入園の認可保育園申込者数は、女性の就労率の上昇も相まって、7年前に比べ約5,400人と2倍以上になるなど、保育需要が全国の自治体で見られる状況を凌ぐ勢いで増加しています。区では保育待機児への対応を喫緊の課題とし、認可保育園の入園申込率の伸びや人口推計などから目標事業量を推定し、保育施設の整備に全力を挙げて取り組んでいるところです。

一方、保育需要の増大と家族形態や就労状況の変容などを背景に、保護者の保育ニーズもますます多様化しており、区には、子ども・子育てを支える基盤の量的拡大に加えて、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

更に、平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においても、新制度の実施主体である区には、保育・幼児教育の充実や地域子ども・子育て支援事業の充実を計画的に実施していくことも求められています。

保育事業が多様化し実施主体も多元化する中で、区内全ての保育施設において、子どもたちの育ちに十分配慮しながら、区がめざす「子どもを中心とした保育」を計画的かつ確実に子どもたちに提供するためには、「世田谷区保育理念」及び「世田谷区保育方針」を保護者、事業者、地域、行政等が共有し、相互に連携・協力していく仕組みづくりが不可欠です。

このガイドラインは、平成26年8月から「世田谷区保育の質ガイドライン策定委員会」を開催し、これまで区が保育の質の向上委員会での議論や、私立認可保育園運営事業者審査や保育巡回指導に際して、保育の質を向上させるために作り上げてきた基準をもとに、保護者、保育施設関係者、学識経験者など、さまざまな立場の方との議論により作り上げたものです。

ガイドラインでは、「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的な指針として、行政や事業者の果たすべき責任と役割を定めることはもとより、保護者の参加・参画を推進すること、地域の資源を生かしながら包括的に支えていく仕組みを構築することにより、保育の質の維持・向上をめざしています。今後、保育士をはじめ、職員の方々一人ひとりに日々の保育で活用していただくとともに、保護者、事業者、地域とも広く共有し、保育施設における保育の内容や取組みについて理解を深めていただくために活用していきます。

■世田谷区保育理念

- すべての子どもたちは、幸せに生きる権利があります。
- 子どもにとって最初の保育者は^{あなた}保護者です。
- ^{わたしたち}世田谷区は一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、^{あなた}保護者とともに保育を通しての福祉に努めます。

■世田谷区保育方針

- 命の大切さ、生きる力をはぐくみます。
- ^{あなた}保護者とともに、心豊かな子育てを目指します。
- 地域の社会資源を活かし、地域の子育て力の向上に努めます。

2 さいたま市の保育が目指すもの

すべての子どもが健やかに成長するために

さいたま市の保育が目指すもの

「小さいのちの大きな未来を信じて、

子どもをみんなで支えてゆきます。」

さいたま市民憲章より

一人一人の子どもの心とからだの育ちを大切にします

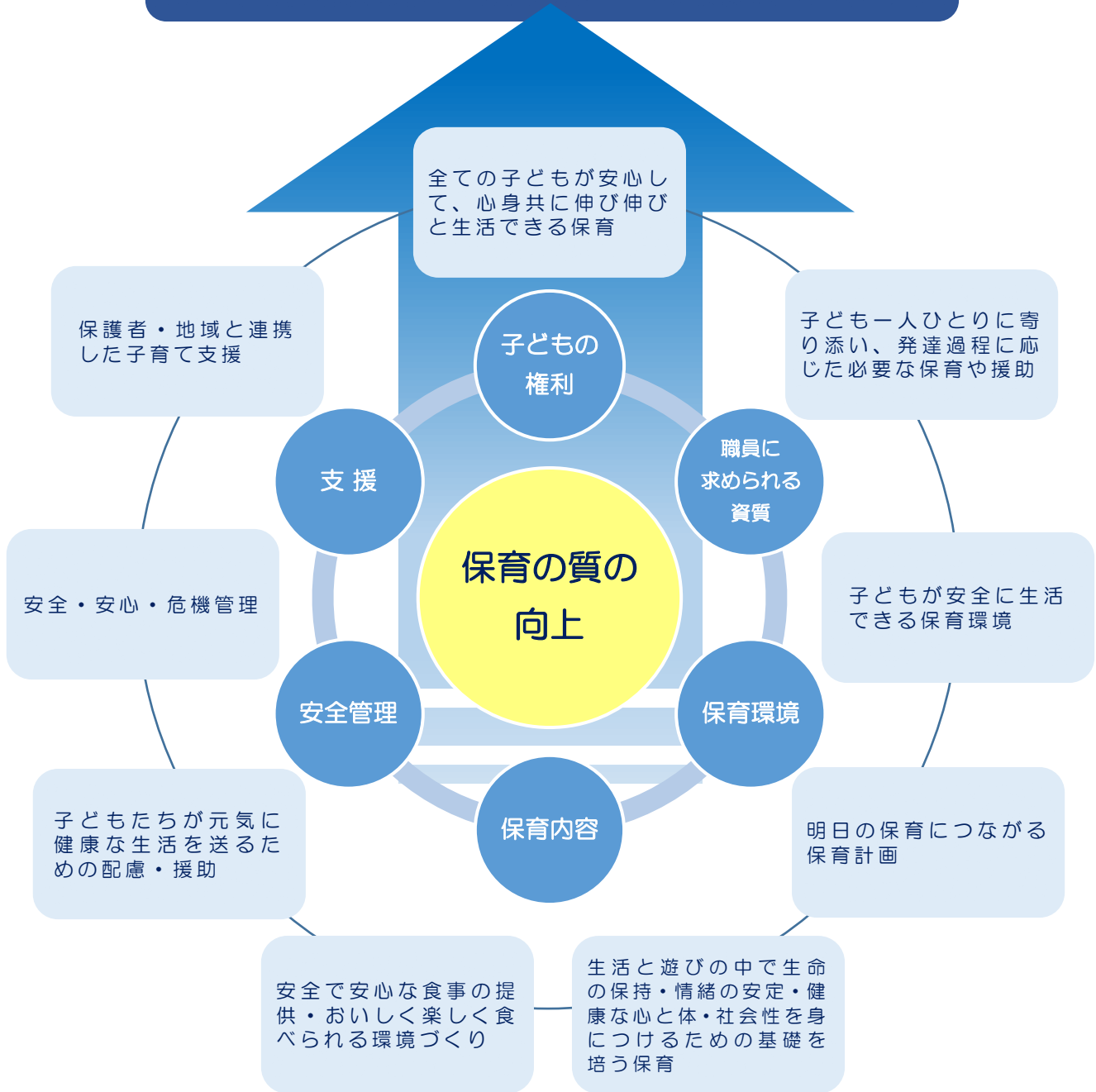
一人一人の子どもが安心して過ごせる場所を作ります

子どもに関わる大人として保護者、地域とつながります

子どもと関わる大人として保育の質を高め合います

4 つくば市の保育の目指すもの

安心の子育てができるつくば



～安心の子育てができるつくばを実現するために～

つくば市では、保育の質の向上を図るために6つの柱を掲げています。子どもに関わる一人ひとりが、この柱に掲げる各確認項目の留意・向上に努め、安心の子育てができるつくばを目指していきます。

3 浦安市の保育

浦安市では、昭和48年に初めての公立保育園が開園してから、現在までに公立、私立合わせて62の保育園、認定こども園が整備されています。(令和2年度現在)

市内の各保育園においては、その時々時代の背景により、保護者や地域等の多様なニーズに対応しながら、保育所保育指針等に基づき、独自の保育理念や特色を生かしながら日々の保育を実践しています。

浦安市の公立保育園では、以下のような基本理念を基に保育に取り組んでいます。なおこの基本理念は浦安市の子ども・子育て支援総合計画に基づき策定されたものです。

〈 浦安市の保育の基本理念と方針 〉

- 〈基本理念〉
- ◆子どもたちの健やかな成長を目指す
 - ◆安心して、生き生きと子育てができる支援を目指す
 - ◆子どもと家庭を見守り、ささえあえる保育園を目指す

- 〈基本方針〉
- ◆子どもたちがのびのび、生き生きと自らの力を十分に発揮し、子どもが主体となる保育を行う
 - ◆養護と教育の一体的な展開をはかり、保育の専門性を生かしながら、保育内容を充実させ質を高める
 - ◆保育園が子育ての拠点として機能を発揮し、家庭・保育園・地域が互いに育ちささえ合う



3. 西東京市が目指す保育

各保育施設では、保育所保育指針等に基づきながら、各保育施設の独自の保育理念や特色を活かし、創意工夫して日々の保育を実践しています。

西東京市では、それに加えて、次の3点を「西東京市が目指す保育」としています。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を守ります。
- (2) 子どもたちの『今』を大切に、明日への期待を育みます。
- (3) 一人一人の違いを尊重し、その子らしい育ちを大切にします。

また、西東京市では、西東京市子ども条例の趣旨を踏まえ、子どもを中心に、保護者、保育施設、地域、行政がそれぞれの立場・役割において連携・協力し、切れ目のない支援を行うことで、保護者の子育てを支え、安心して子育てができる西東京市を目指します。また、本ガイドラインを通して、子どもに関わる一人一人が保育の質の向上に努め、子どもの健やかな成長を支えていくことを目指します。

